

議案第62号

板橋区立上板橋第一中学校改築工事請負契約の一部変更について

上記の議案を提出する。

令和8年6月4日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

板橋区立上板橋第一中学校改築工事請負契約の一部変更について

下記のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、東京都板橋区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年板橋区条例第6号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 板橋区立上板橋第一中学校改築工事請負契約
- 2 契約金額 (変更前) 金49億9,768万5,000円
(変更後) 金50億1,908万円
(増加額) 金2,139万5,000円
- 3 工期 (変更前) 令和6年10月12日から令和9年1月29日まで
(変更後) 令和6年10月12日から令和9年5月31日まで
(延長日数) 122日
- 4 支出科目等 (変更前) 令和6年度 一般会計歳出 教育費
中学校費 学校施設建設費
工事請負費
令和7年度 債務負担行為
令和8年度 債務負担行為
(変更後) 令和6年度 一般会計歳出 教育費
中学校費 学校施設建設費

工事請負費

令和7年度 債務負担行為

令和8年度 債務負担行為

令和9年度 債務負担行為

5 契約の相手方 東京都板橋区双葉町35番12号

ノエマエンジニアリング・勇建設共同企業体

〔 構成員 株式会社ノエマエンジニアリング 〕

〔 同 株式会社勇建設 〕

代表者

東京都板橋区双葉町35番12号

株式会社ノエマエンジニアリング

代表取締役 黒木 修

(提案理由)

契約金額、工期及び支出科目等を変更するため、契約の一部を変更する必要がある。